

今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1. 適用

本要項は、「今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託」（以下「本業務」という。）を委託する事業者を、公募型プロポーザル方式により選出するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務委託名

今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託

(2) 業務内容

今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 提案上限額

46,000,000円（消費税相当額を含む）

※年度割額は以下のとおりとする。

令和7年度：15,000,000円

令和8年度：15,000,000円

令和9年度：16,000,000円

3. 契約に関する事項

(1) 契約方法

仙台市契約規則（昭和39年規則第47号）の規定に基づき、委託契約を締結する。なお、契約締結に際し、応募書類に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 受託者の決定

委託契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結する。ただし、特別な理由により受託候補者と契約ができない場合は、他の応募者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した応募者を受託者とする。

(3) 契約の内容

契約時における仕様書は、別紙本業務仕様書の内容を基本として、受託候補者からの業務提案内容を踏まえて、仙台市と受託候補者との協議により決定する。

(4) 委託料の支払い

本業務完了後、契約書の規定により仙台市の検査を経て、受託者からの請求に基づき支払う。

4. 参加資格

次の要件をすべて満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人での応募は不可とする。

- (1) 仙台市競争入札参加資格者名簿に「建設コンサルタント廃棄物部門」で登録されている者であること。
- (2) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (4) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（市外事業者については、現在の主たる事業所所在地の市町村税を滞納していないこと）。

5. 事業者選定スケジュール

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年7月2日 |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年7月9日12時必着 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和7年7月14日 |
| (4) 業務提案参加表明書兼誓約書・
業務提案書受付期限 | 令和7年7月25日12時必着 |
| (5) ヒアリング実施通知（予定） | 令和7年7月25日 |
| (6) ヒアリング（予定） | 令和7年8月1日 |
| (7) 選定結果通知（予定） | 令和7年8月上旬 |
| (8) 見積合・契約（予定） | 令和7年8月上旬 |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

①受付期限

令和7年7月9日12時必着

②提出方法

質問票（様式第1号）に、必要事項と、質問を簡潔にまとめて記載し、Eメールにて提出すること。その際には、Eメールのタイトルを「今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託に関する質問」とすること。

③質問に対する回答

令和7年7月14日17時までに質問者へEメールにより回答するとともに、仙台市ホームページで公開する。

④Eメールの送付先

E-Mail : imaizumi-plant-rebuild@city.sendai.jp

(2) 業務提案参加表明書兼誓約書・業務提案申請書の受付

次の事項に留意し業務提案参加表明書兼誓約書及び業務提案申請書を提出すること。

①受付期限

令和7年7月25日12時必着

②提出方法

以下の書類を郵送又は持参により提出すること。

No.	書類名	様式	提出部数
1	業務提案参加表明書兼誓約書	様式第2号	1部
2	会社概要説明書	様式第2号-2	1部
3	業務提案申請書	様式第3号	1部
4	業務実績	様式第3号-2	1部
5	配置担当技術者	様式第3号-3	1部
6	業務提案書	任意様式	正本1部 PDFデータ1部
7	見積書	任意様式	1部

※業務提案書は仕様書に基づいて、取組方針（配慮すべき事項含む）、工程計画及び実施体制等について作成すること。また、業務提案書の枚数はA4片面10枚以内（両面印刷とする場合は5枚以内）とすること。ただし、提案内容が記載されていない表紙・目次等については枚数に含めないこととする。

評価基準については「別表 プロポーザル評価基準表」のとおりとする。

※業務提案書の電子データは、提出期限までにEメールにより提出すること。

※見積書は仕様書の「第2章 業務内容」について、年度別の業務内容が確認でき工種項目毎に単価、数量等を明記した内容とすること。

③提出先

仙台市環境局施設課建設第二係

〒980-0802

仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町4階

電話：022-214-8241（直通）

Eメール：imaizumi-plant-rebuild@city.sendai.jp

7. 受託候補者の選定に関する事項

(1) 選定方法

- ① 審査は、「今泉工場建替事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託プロポーザル審査委員会」において業務提案書に基づく応募者からのヒアリングを踏まえて実施する。
- ② ヒアリングは、次のとおり実施する。
 - ・日時（予定）
令和7年8月1日
※時間は別途「ヒアリング実施通知書」により通知（7月25日発出予定）
 - ・場所（予定）
仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町
 - ・方法
応募者から業務提案書に基づく説明（15分以内）を行い、その後ヒアリング（10分程度）を実施する。なお、出席は3名までとする。
ヒアリングは、事前に提出された業務提案申請書に基づいて行うものとし、追加提案は認めないものとする。
プロジェクター等の使用を希望する場合は、業務提案書の提出時にその旨を申し出ること。なお、使用するパソコンの準備及びプロジェクターとの接続等については、応募者が行うこと。
- ③ 審査委員会において、審査委員長及び審査委員は、「別表 プロポーザル評価基準表」に沿って評価を行い、審査項目ごとに採点を行う。ただし、得点化方法においてE評価があった者は不選定とする。
- ④ 各委員の採点を審査項目ごとに合計し、その合計点を合算した総合点が最も高い応募者を受託候補者として特定する。
- ⑤ 総合点が同じ応募者が複数いる場合は、審査項目「業務提案書」の合計点が高い応募者を上位とし、さらに同点の場合は、「見積内容」、「技術者の業務実績」、「業務の実績」の順で合計点の高い応募者を上位とする。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象者から除外し、提出された業務提案書は無効とする。無効となった場合は、当該応募者に対して通知する。

- ① 応募資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者。
- ② 他の応募者と業務提案内容について相談すること。
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(3) 結果の通知及び公表

- ① 受託候補者の選定結果は、令和7年8月上旬（予定）に応募者すべてに書面で通知する。また、仙台市のホームページ等で公表する。なお、受託候補者の特定又は非特定の結果以外の問合せには応じないものとする。

8. その他留意事項

(1) 提案に要する費用

- ① 業務提案に要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 提出された業務提案書は返却しないものとする。なお、提出書類は、原則として仙台市情報公開条例の対象文書となる。
- ③ 期限後の提出及び差替え等は認めないものとする。
- ④ 提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

(2) 再委託

受託業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。ただし、受託業務を効率的かつ有効に執行するために必要な場合は、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。なお、その場合は本市と協議の上、決定しなければならない。

(3) 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他法令を遵守しなければならない。

別表 プロポーザル評価基準表

No.	審査項目	評価基準
1	業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間（平成27年度～令和6年度）に地方公共団体等が発注したごみ焼却施設または粗大ごみ処理施設の施設整備及び運営事業に係る事業者選定支援業務を受注した実績があるか。 <p style="text-align: right;">（件数×2点、最大5件）</p>
2	技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置担当技術者の業務実績は十分か。 <p style="text-align: right;">（得点化方法により採点 最大10点）</p>
3	業務提案書	（取組方針） <ul style="list-style-type: none"> 業務の目的や内容に理解があるか。 具体的かつ現実的な提案か。 仕様書に対する工夫があり、効果的な提案か。 <p style="text-align: right;">（得点化方法により採点 最大30点）</p>
		（工程計画） <ul style="list-style-type: none"> 業務の実施手順や実施時期は適正か。 <p style="text-align: right;">（得点化方法により採点 最大10点）</p>
		（実施体制） <ul style="list-style-type: none"> 技術者等の配置や業務分担は妥当か。 <p style="text-align: right;">（得点化方法により採点 最大20点）</p>
4	見積内容	① 見積内容（工種項目）は妥当か。 <p style="text-align: right;">（得点化方法により採点 最大5点）</p>
		② 見積金額が経済性に優れているか。 <p style="text-align: right;">（最低金額÷見積金額×15点）</p>
合計		

得点化方法

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	内容が優秀なもの	各項目配点×1.00
B	内容が良好なもの	各項目配点×0.75
C	内容が一般的なもの	各項目配点×0.50
D	内容が劣っているもの	各項目配点×0.25
E	内容が不十分であるもの	各項目配点×0.00